



憲法が輝く県政へ ⑬

# 2千戸近い農家が毎年離農

兵庫農農民運動連合会事務局長 上野信行

## 高齢者が支える県農業

兵庫県農業の実態ですが、五年に一度の農業センサス(農業の国勢調査、二〇一〇年)によると

①総農家戸数は、九万五千四百九十九戸で、五年前(十万四千九百九十九戸)に比べ、九千九百四十一戸(9.0%)減少した。年平均一千九百八十八戸の離農である。

②販売農家(三十軒以上か年五十万円以上の売上のある農家)は、五万六千七百九十三戸で、五年前(六万五千四百四戸)に比べ、八千三百一十一戸(12.8%)減少した。

③販売農家の就業人口

は七万三千三百六十六人で、五年前に比べて二万六千三十七人(22.0%)減少。平均年齢は六十七・八歳。六十五歳以上がなんと68.4%である。農家の間では「県農業はあと十年、いや五年もつか」と自嘲気味によく語られる。長年続いた農産物の自由化をすすすめ、農業では生計を成り立たなくさせた結果である。

## TPP「受け皿」づくりの規模拡大政策

自民党政権時代から、一方で農産物の自由化をおすすすめ、もう一方で輸入農産物に対抗できる

農業をめざすとして「規模拡大」が押し進められてきた。民主党に政権交代し、今、自民党政政をはるかに上回る規模拡大政策が行われようとしている。

「人・農地プラン」と言われるもので、平地で二十〜三十軒、中山間地で十〜二十軒の経営体を作るというもの。自民党政権最後の規模拡大政策であった品目横断的政策(個別四軒、集落営農二十軒)をはるかに上回るものである。これを五年間で行い、耕地面積の八割程度を集積するというものである。

これを推進するには小さい農家の多くに農業をやめてもらう必要がある。自然には実現しないので、「農地集積協力金」「離農促進協力金」とも言っべき一時金が、農地の「出し手」には十軒当たり三十万円から七十万円、「受け手」には十軒当たり二万円が支払われる。これは多額の税金を使って大量に離農者を作るものである。

のような政策をまともに実行させるわけにはいかない。

## 重要 県、自治体の役割は

これらの政策を実際に推進するのは地方自治体である。とりわけ県の権限は大きい。唯々諸々との国の政策をおしつけるようなことをやってはならない。

第一に、県は、選別、排除の立場にたたないこと。経営規模によって選別した自民党時代の品目横断的政策から、民主党政権は、まがりなりにもすべての農家を対象にした戸別所得補償政策を採用した。県は、経営規模で選別せず、「やりたい人、続けたい人」はすべて大事な県農業の担い手であるとして支援の対象にするべき。

第二に、農村では、「なんとか集落の農地を守ろう、地域を活性化させよう」と頑張っている農家がたなくさんいる。これら農家の意見をよく聞き尊重するべき。

第三に、画期的な青年就農給付金(年百五十万円、最長五年)に、「人・農地プラン」に位置づける「などの条件はつけないうこと。国にも要請すること。

第四に、TPP参加には反対すること。県は、最悪の場合、県内農家が二〇二〇年に六割減、総農家数は現在の四割弱の三万六千戸に減少する、耕地面積も四割弱の二万二千軒に減少と試算したはずである。

今、県農業は正念場に立たされている。県を先頭に、市町、農家が一体となって県農業再建のために努力する時である。